

静岡県内の全ての河川*¹において
10月1日から2月末日まで
うなぎの採捕が禁止
されます*²

(新川*³、旧新川、佐鳴湖の区域については11月1日から2月末日まで)

*¹ 浜名湖を除く湖沼と河川

*² 試験研究等を目的として同委員会の承認を得た場合は、採捕が可能となる場合があります。

*³ 浜松市西区西鴨江町663地先の三つ股橋上流端より上流の新川

この禁漁措置は、秋から冬にかけて産卵に向かう『うなぎ』を保護するため、漁業法に基づく静岡県内水面漁場管理委員会の指示により実施するものです。趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。

また、下記漁協は漁協個別の規則により、更に長い禁止期間をはじめとする採捕のルールを定めているので御確認ください。

伊東市松川、東伊豆、河津川、稲生沢川、仁科川、狩野川、興津川、安倍藁科川、大井川、新大井川、太田川、天竜川、佐久間ダム、気田川、入野

問合せ先：静岡県経済産業部水産局水産資源課
TEL：054-221-2696